

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援（中小・小規模事業者等の方向け）

R3.10.11現在

市の事業

県の事業

国の事業

その他の事業

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
減免・徴収猶予等	感染症に係る融資制度等に必要証明書の交付手数料の減免	手数料の減免	新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等により証明書を必要とする方	証明書の交付手数料の減免 【減免対象】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍一部事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、固定資産評価・課税証明書、納税証明書	市民課 市民税課 収税課 地域生活課(淀江支所)	[市民課] (0859) 23-5144 [市民税課] (0859) 23-5114 [収税課] (0859) 23-5102
	市税の徴収猶予についての相談	市税の徴収猶予	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	市県民税（普通徴収・特別徴収）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などの税目が対象	収税課	(0859) 23-5105
資金繰り支援	感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利子補給	融資利子補給補助金（新型コロナウイルス感染症事業者支援特別対策事業）	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者	地域経済変動対策資金の融資を受けた場合の利子金額分の全額	商工課	(0859) 23-5219
	感染症の影響を受けた中小事業者に事業資金を貸出	新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金	感染症の影響を受けた県内中小事業者	【融資上限額】3億円 【融資期間】10年（うち据置5年）以内 【利率】 ・売上高等が15%以上減少している中小事業者又は5%以上減少している個人事業主 当初5年間0%（固定金利） 6年目以降1.43%（変動金利） ・売上5%以上減少で上記以外の事業者等 当初5年間0.7%（固定金利） 6年目以降1.43%（変動金利） 【信用保証率】0%	【県・市協調】 市：商工課 県：企業支援課	[商工課] (0859) 23-5217 [県企業支援課] (0857) 26-7453
	感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利子補給	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす事業者	日本政策金融公庫（日本公庫）、沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務（危機対応融資）」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括して助成。 申請期限：令和3年12月31日（当日消印有効）	【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局	【コールセンター】 0570- 060-515 (平日・土日祝日 9時～17時)
事業継続支援	外出の自粛やイベント類の縮小・中止で経営に影響を受けた事業者に支援金の給付	事業継続応援特別支援金事業	○不特定多数の方の来客、対面を要する業態（小売・サービス・飲食等）の市内事業者 ○上記事業者と直接、反復・継続して取引がある市内事業者	市内事業者で令和元年7月～9月の任意の売上を基準として令和2年及び令和3年の同月の売上がいずれも50%以上減少した事業者に支援金を給付 【支給額】 1事業者当たり10万円	商工課	(0859) 23-5217
	経営上の影響を受けた事業者の事業継続の支援のため、事業全般に幅広く活用できる応援金を支給	コロナ禍緊急応援金	○飲食、宿泊・観光、交通、小売・対面サービス業など外出自粛の影響を強く受けた事業者 ○上記事業者との直接かつ継続取引がある事業者	【要件】 ・令和3年6月から9月の任意の1ヶ月の売上額が、前年又は前々年の対比で30%以上減少 ・雇用を維持する意思を有していること ・事業継続を目指していること 【支給額】売上減少額と同額を支給 【上限額】中小法人：20万円 個人事業者：10万円 【申請期間】令和3年10月1日から令和3年12月10日まで	【鳥取県】 商工政策課	(0857) 26-7971 受付：8：30～ 17：15 (土日祝を除く)
	新型コロナ感染症対応BCPの実効性を高めるための取組を支援	コロナリスク対応型事業継続補助金	県内中小企業事業主等	【補助上限】1社につき50万円（補助率1/2） 【補助下限】30万円 【対象事業】 ①コロナリスク対応事業 ②新規事業展開調査・検討事業 ③その他、コロナBCPの実効性を高めるための事業 【補助対象】 ・サイバーセキュリティ対策のために必要な調査費やシステム購入費 ・3密を回避するために実施する改修費 ・新事業展開の検討に必要な調査費等 【要件】 コロナBCPを策定済（又は策定予定）	【鳥取県】 とっとりBCPサポートセンター	(0857) 26-7987
	テレワーク・オンライン会議等の業務への活用に対して専門家の伴走支援を受けて行う導入を支援	鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金	県内に事務所を有する中小企業者	【補助上限】50万円（補助率1/2） 【対象事業】 テレワーク等の導入目的の明確化、オンライン手法の導入可能な範囲の決定、開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し、システムの決定及び開発委託等に係る経費（謝金、旅費、委託料、消耗品費、印刷製本費、役員費、使用賃借料等）	【鳥取県】 とっとり働き方改革支援センター	(フリーダイヤル) 0120- 833-877

内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
障がい者のテレワークに取組む県内企業等が支援機関等と連携して行う取組を支援	障がい者のテレワーク導入支援補助金	県内に本店、支社、営業所、事務所など事業のための施設を有する事業者で障がい者を雇用中又は補助事業の終期までに雇用する事業者	【補助上限】50万円（補助率1/2） 【対象事業】 ・専門家派遣にかかる経費（謝金、旅費） ・パソコン、タブレット端末、ルーター等のレンタル、リース料等 ・ソフトウェア、クラウドサーバー等の利用料 ・消耗品、通信運搬費等	【鳥取県】 雇用政策課 (0857) 26-7693
県内宿泊事業者による感染防止対策及び前向き投資への支援	宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業	県内宿泊事業者	【補助上限】1施設あたりの客室数に応じた上限額 1～9室：200万円、10～29室：300万円、30～49室：500万円、50室～：750万円 （補助率3/4） 【対象経費】 ○感染症対策に資する物品購入経費等 ・感染症対策に要するサーモグラフィ等必需品の導入費用 ・感染症対策の専門家による検証費用等 ○前向き投資に要する経費 ・ワーケーションスペース設置や非接触チェックインシステムの導入等 ○令和3年7月豪雨復旧事業 ・令和3年7月豪雨により施設に被害が出た場合で事業継続に必要となる経費 【2次募集期間】令和3年10月11日から令和3年11月30日まで	【鳥取県】 宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局 (0857) 36-9670 受付：9：30～ 17：00 （土日祝を除く）
新規事業分野への進出、事業実施方法の転換等多角化・新展開につながる取組を支援	県内企業多角化・新展開応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症まん延長期化に伴い経営的影響を受けた県内中小企業者等	新規事業分野への進出、事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取組 【補助対象事業】 ・事業実施方法の転換（感染症防止対策又は既存事業の拡大に止まるものを除く） ・新分野への進出 ・新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発 【補助上限】1社あたり100万円（補助率1/2） 【申請期限】令和4年1月31日まで	【鳥取県】 経済対策予算ワンストップ相談窓口（企業支援課内） (0857) 26-7988
経営のデジタル化や新たな業態導入に取り組む県内飲食店や食品加工業者等を支援	コロナ後を見据えた飲食店応援事業	県内飲食店、食品加工事業者等（食のみやこ推進サポーターに登録すること）	○デジタル化で頑張る飲食店応援事業 【補助上限】1事業者あたり10万円（補助率1/2） 【補助対象】予約・発注システム、顧客台帳システム、電子マネー決済、会計処理ソフト等の導入 ○食品加工で頑張る飲食店等支援事業 【補助上限】1事業者あたり25万円（補助率1/2） 【補助対象】機器導入費、商品開発に係る経費、システム導入又はリース費及び施設改修費、試供品製造・提供費、広告宣伝費等 【申請期限】いずれも令和3年11月30日まで	【鳥取県】 食のみやこ推進課 (0857) 26-7835
県産農林水産物及びその加工品を販売する県内事業者の消費回復・需要喚起を促す取組を支援	「食のみやこ鳥取県」お届け支援事業	県産農林水産物及びその加工品の販売を行う、県内に主たる事業所を有する事業者 ※食のみやこ推進サポーターに限る ※新型コロナウイルス安心対策認証店または新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスのいずれかである	コロナ禍の影響を受けた事業者が行う、県産農林水産物やその加工品を対象とした集ごもり需要等における需要喚起・消費回復を促すことを目指す取組 【対象経費】 ・販売促進費（チラシ作成、広告出稿、DM 発送料等） ・県民が県産農林水産物及びその加工品を県外在住者に発送する際の事業者が負担する送料等 【補助上限】1事業者あたり20万円（補助率1/2） ※事業者が負担する送料は、配送1件当たり上限500円 【申請期限】令和3年11月30日まで ※予算がなくなり次第終了	【鳥取県】 食のみやこ推進課 (0857) 26-7807
新型コロナによる離職者を試用雇用する事業者に対して試用雇用期間中の賃金の一部を助成	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）	試用雇用を実施する事業者	令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方で、離職期間が3カ月を越え、就労経験のない職業へ就労を希望される方を一定期間（原則3カ月）試用雇用する事業者に対して、試用運用期間中の賃金の一部を助成します。 （短時間労働（週20～30時間） 2.5万円/月、常用雇用（週30時間以上） 4万円/月）	【厚生労働省】 ハローワーク米子 (0859) 33-3911
出向により労働者の雇用を維持する場合に係る経費の助成	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。 （出向運営経費 助成率：中小企業4/5（解雇を行わない場合9/10）、大企業2/3（解雇を行わない場合3/4）、上限額：12,000円/日・人） （出向初期経費 10万円/人、加算額 5万円/人）	【厚生労働省】 鳥取労働局 (0857) 29-1708

事業継続支援

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
事業継続支援	新分野展開や業態転換、事業・業種再編又は規模拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援	事業再構築補助金	①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等 ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加又は従業員一人当たり付加価値額年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成	【補助額】 （通常枠）100万円～6,000万円（補助率2/3） （卒業枠）6,000万円超～1億円（補助率2/3） 【公募期間】第4回公募は10月中に公募を開始し12月中下旬頃まで、第5回公募は1月中に公募を開始し3月頃まで実施 ※詳細は、事業再構築促進事業ホームページをご覧ください	【中小企業庁】 事業再構築補助金事務局 【コールセンター】 0570-012-088
	革新的サービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を補助	ものづくり・商業・サービス補助金	中小企業・小規模事業者等	1,000万円（補助率中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3） ※感染症の影響を受けた方が対象の特別枠は類型A2/3、類型B又はC 3/4 【8次締切】令和3年11月11日	米子商工会議所 企業支援課 (0859) 22-5131
	ITツール導入による業務効率化等を支援	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）	【補助上限】 A類型：30～150万円（補助率1/2以下） B類型：150～450万円（補助率1/2以下） 【補助対象】 A類型：1つ以上の業務プロセスの機能が交付申請に含まれている類型 B類型：4つ以上の業務プロセスの機能が交付申請に含まれている類型 【向上させる業務プロセス】 ①顧客対応・販売支援②決済・債権債務・資金回収管理③調達・供給・在庫・物流④業種固有プロセス⑤会計・財務・資産・経営⑥総務・人事・給与・労務・教育訓練	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424
販路開拓・生産性向上	国際動向の変化に伴う対応及び国際的なサプライチェーンの再構築に取り組む事業に補助	戦略的海外展開構築支援事業補助金（拡充）	国際動向の変化に伴う対応及び国際的なサプライチェーンの再構築に取り組む鳥取県内に本社を有する中小企業者	【補助上限】200万円（補助率2/3） 【対象経費】サプライチェーンの再構築のための経費 ・調査費 ・コンサルティング費 ・調達先の変更に伴う検査、各種認証取得費 ・それらに付随する経費（専門家謝金、旅費・交通費、雑費等）	【鳥取県】 通商物流課 (0857) 26-7850
	販路開拓等の取組を支援	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等	（一般型） 【補助上限】50万円 【補助率】2/3 【補助対象】小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助（機械装置等費、開発費、専門家謝金、広報費、旅費等）	米子商工会議所 企業支援課 (0859) 22-5131
休業補償等	事業主が労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成 ○令和2年4月1日～令和3年4月末 【助成率】 ・中小企業4/5（解雇を行わない場合10/10） ・大企業2/3（解雇を行わない場合3/4） 【上限額】15,000円/日・人 ○令和3年5月～令和3年11月末 【助成率】 ・中小企業4/5（解雇を行わない場合9/10） ・大企業2/3（解雇を行わない場合3/4） 【上限額】13,500円/日・人	【厚生労働省】 ハローワーク米子 (0859) 33-3911
	学校臨時休業等により子どもの世話をする労働者のための支援	小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のための休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）	子どもの世話をを行う必要がある労働者が取得できる特別有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主	【主な要件】 ・特別有給休暇制度（賃金が全額支払われるもの）を労働協約または就業規則に規定していること ・小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みを社内に周知していること ・労働者1人につき、特別有給休暇を4時間以上取得させたこと ・対象労働者について、特別有給休暇取得時または本助成金の申請日において雇用保険被保険者であること 【助成金額】 ・支給対象労働者1人あたり5万円 ・1事業主につき10人まで（上限50万円） 【特別有給休暇取得期間】 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	【厚生労働省】 学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金 相談コールセンター (フリーダイヤル) 0120-60-3999
感染症対策支援	店舗の感染拡大予防対策に必要な経費を補助	新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金	感染予防対策を実施する法人もしくは個人事業主（飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場、マスクを外した状態で利用又は従業員と利用客もしくは利用客同士の接触がある店舗、自らが管理し使用する施設内において対面で接客を行う店舗、事業所（不特定多数の者が来店する施設であって接客を主とする店舗に限る。）	【補助額】上限20万円×店舗数（補助率 1/2） ※飲食店に限り、パーティション購入経費は補助率9/10（令和3年6月30日購入分まで） 【対象経費】感染予防対策に必要な経費（手洗い場設置・アルコールディスペンサー・仕切り用のアクリル板・透明ビニールカーテン・非接触式体温計・キャッシュレス決済専用端末・CO2モニターの購入経費、換気扇設置等の工事を伴う設備改修等） 【申請期限】令和3年12月15日まで	【鳥取県】 くらしの安心推進課 (0857) 26-7159

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
交通	タクシー及び運転代行事業者の車両登録台数に応じて支援金を支給	タクシー・運転代行事業者緊急支援事業	市内に本社または営業所を有するタクシー・運転代行事業者	タクシー・運転代行事業者で、本年7月～9月間の任意の1ヶ月の売上が、前年または前々年同期比で減少した事業者に支援金を支給 【支給額】タクシーまたは運転代行の車両1台当たり5万円	交通政策課	(0859) 23-5271
	貸切バス等の利用に係る代金の半額割引を助成	貸切バス等利用促進緊急応援補助金	県内の貸切バス等事業者	県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等（事前に予約を受けて、貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。）の利用に係る代金の半額割引を助成します。 【補助率】1/2 【補助上限額】1件当たり20万円 【運行期間】令和3年1月1日から令和4年2月28日まで ※予算がなくなり次第終了	【鳥取県】 地域交通政策課	(0857) 26-7641
宿泊	米子市民が市内のホテル・旅館を宿泊利用する際の割引額を事業者へ助成	米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊業	米子市民が市内のホテル・旅館に宿泊した際の宿泊代の一部を助成 【助成限】1人当たり宿泊代の50%（上限額：3,000円） 【利用期間】令和3年12月18日まで ※ただし、予算が無くなり次第終了します。	観光課	(0859) 23-5211
観光・宿泊	県民が利用した対象の宿泊施設や観光施設、体験型観光メニューの料金の一部を支援	#WeLove山陰キャンペーン	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の宿泊施設、観光施設、旅行会社など	【補助対象】 ・県内宿泊施設への宿泊料、観光施設の入館料、体験型メニューや観光ガイド等の利用料 ・旅行会社が主催する鳥取県民対象の鳥取県内日帰り旅行商品 ・県内の宿泊または、日帰り旅行を行った鳥取県民に対して配布されたプレミアムクーポン券の利用料金 【補助上限】 ・宿泊施設、日帰り旅行：1人1回当たり5,000円（補助率1/2） ・宿泊施設以外：1人1回当たり3,000円（補助率1/2） ・プレミアムクーポン券：1人1回当たり2,000円（補助率10/10） 【利用期限】令和3年12月31日まで	【鳥取県】 観光戦略課	(0857) 26-7099
業種別支援	事業継続に必要な資金を確保しながら感染状況が落ち着いた際に県内外からの誘客を促すために発行する前売り券に係る経費を支援	鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業	県内のホテル・旅館、旅行会社、観光施設など新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光事業者等	県内のホテル・旅館、旅行会社等が独自に発行する20%プレミアム付きの「とり旅応援前売り券」にかかる経費の一部を支援 【販売期間】 参加登録完了後～令和3年12月31日まで 【使用期間】 令和5年3月31日まで 【補助上限】 1施設当たり100万円	鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局	(0857) 20-5210
	飲食	新型コロナ安心対策認証店のうち飲食店等で利用できるプレミアム付きクーポン券を発行	新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーンお食事クーポン券	新型コロナ安心対策認証店のうち、本キャンペーンに登録した飲食店等 ※飲食店営業許可、喫茶店営業許可を保有する事業者	【クーポン券概要】 販売額4,000円で5,000円の飲食が可能な25%プレミアム付きお食事クーポン券 【参加飲食店の登録期間】 令和3年9月22日から令和3年12月20日まで 【販売期間】 参加登録完了後～令和4年1月31日まで 【利用期間】 令和4年3月31日まで 【販売場所】 本キャンペーンの参加飲食店にて販売 ※販売した店舗のみで利用可能	【鳥取県】 販路拡大・輸出促進課
スポーツ	スポーツイベント主催者に感染症対策に係る物品を貸与	地域スポーツイベント感染防止対策事業	スポーツイベントの主催者	【支援内容】 スポーツイベント開催に係る感染症対策に必要な物品を貸与 ※スタンド型検温器、飛沫防止用透明パーティション、感染症対策注意喚起看板等	スポーツ振興課	(0859) 23-5426
文化・芸術	プロのアーティスト、クリエイター等の映像発信に係る収録場所を無償提供	プロアーティスト等による動画配信応援事業	新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴い、活動の自粛を余儀なくされているプロのアーティスト、クリエイター等	米子市文化ホールなど文化施設の別途指定する部屋、スペースなどを一般利用に支障のない範囲で、無償で提供 【実施期間】令和3年12月31日まで	文化振興課	(0859) 23-5436
	市内のライブハウスやホール等を会場として行われる有料イベントの減収分を補助	イベント開催促進事業	新型コロナウイルス感染症対策のため入場者数を50%以下に制限して市内のライブハウスやホール等を会場としてイベントを主催する個人・団体・事業者等	ホールやライブハウス等で開催する有料イベントにおいて入場制限を行った場合の入場料の一部を補助 【補助上限】50万円(補助率 定員減少分の1/2相当) 【対象イベント】 音楽、演劇、舞踊その他芸術、パフォーマンス、伝統芸能、大衆芸能など ※研修会、式典等は除く。 ※無観客公演や動画撮影は対象外 ※ドリンクチャージ等、飲食費は除く 【補助対象期間】令和3年12月31日まで ただし受付期間は令和3年12月16日まで	文化振興課	(0859) 23-5436

		市の事業	県の事業	国の事業	その他の事業	
業種別支援	文化・芸術	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
		イベントを延期・中止したにも関わらず必要となった経費の補助	芸術文化活動持続化補助金	イベントを主催する個人・団体・事業者等（市内を拠点とする）	芸術文化活動を延期・中止したにも関わらず必要となった経費（チラシ作成費等）を補助 【補助上限】1事業につき5万円（補助率1/2） ※事業者1回限り 【補助対象期間】令和3年12月31日まで	文化振興課
施設使用料の減額	芸術文化活動応援事業	芸術文化イベントの主催者	【支援内容】 芸術・文化イベントを開催する場合の施設使用料を50%減額 【対象施設】 文化ホール、淀江文化センター、公会堂、美術館 【補助対象期間】令和3年12月31日まで	文化振興課	(0859) 23-5436	
新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組みながら行う公演・展示等の映像配信にかかる経費を支援	令和3年度アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金	県内の文化芸術に関する創造的活動や伝統文化の伝承等に取り組む団体または個人	【補助対象】新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組みながら行う公演・展示の映像配信にかかる経費 ・カメラ等の機材賃借料 ・配信や映像編集の経費 ・有料配信に係るシステム使用料 ・音楽使用料・著作権料 ・外部スタッフ人件費等 【補助上限額】25万円（補助率1/2） 【事業実施期間】令和4年2月15日まで （申請期間：令和3年12月15日まで）	【鳥取県】文化政策課	(0857) 26-7134	
作業の受注が減少している障がい福祉サービス事業所への支援	障がい福祉サービス事業所等支援事業	障がい福祉サービス事業所	事業所へ作業を発注	障がい者支援課	(0859) 23-5153	
消費喚起を目的とした飲食代金の割引キャンペーン	よなごを元気に！飲食店応援事業	市内の飲食店のうち、県が認定した「新型コロナ安心対策認証店」又は「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店（接待を伴う店舗除く）」	以下の条件で飲食店において飲食された場合、その代金を1人あたり500円割引し、割引額について米子市が負担する（店舗ごとに累計割引額の上限額あり） 【条件】 ①1人あたり税込1,000円以上の飲食をすること ②グループの場合、4人以下での利用であること ③グループの場合、その全員が同居や同一職場など日頃から対面しているメンバーであること ④米子市民が飲食をすること（グループの場合、うち1人以上が米子市民であること） 【上限額】・認証店：60万円 ・協賛店：20万円 【利用期間】令和3年11月30日まで	商工課	(0859) 23-5217	
地域経済を活性化させるために企画されたイベントにおける、出店者の売上増加や感染対策のための経費を支援	よなごプレミアムイベント開催応援キャンペーン	市内を会場としてイベントを主催する商店街や商工団体等のグループ、事業者等	【要件】 (1)米子市内で開催すること (2)令和4年2月28日までに終了すること (3)1回の開催につきおおむね500人以上の来場者が見込まれること。 (4)5以上の出店者が参加するもの (5)出店者を支援し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響を受けた地域経済を活性化させることを目的として企画、開催されること 【補助上限額】 ・イベントにおける感染防止対策経費…100千円（補助率1/2） ・イベントにおける来場者に提供する特典に係る経費（プレミアム経費）…200千円（補助率10/10）	商工課	(0859) 23-5217	
経済対策・雇用に関する電話相談窓口	事業者向け相談窓口	市内事業者	経済対策・雇用に関する電話相談に対応	経済戦略課	(0859) 23-5216	
国及び県の経済対策予算の補助金等の相談・申請窓口	コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口	県内の事業者	県内事業者による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士・税理士がサポート	【鳥取県】（鳥取県西部総合事務所内）西部ワンストップセンター	(0859) 31-9637	
経営相談に対応	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	中小企業・小規模事業者等	経営相談窓口を開設して、資金繰りや補助金申請などの経営相談の実施。 【時間】 平日9時から17時まで ※祝祭日を除く ※完全予約制 【会場】米子商工会議所2階 【相談料】無料	米子商工会議所企業支援課	(0859) 22-5131	

※各支援事業は、新型コロナウイルス感染症の状況や予算の都合等により、本表に記載の期間内であっても事業を終了する場合があります。事業の詳細や実施状況等については、各担当窓口にお問い合わせください。